

食安輸発第1107013号
平成20年11月7日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号(最終改正：平成20年10月15日付け食安輸発第1015004号)にて通知したところです。

今般、輸入時検査においてマレーシア産ビスケットよりメラミンが検出され、中国 BROADTECH CHEMICAL INTERNATIONAL CO., LTD.で製造された炭酸水素アンモニウムがその原因と考えられるとの報告を受けたところであり、また、マレーシアにおいても、同様の事案が報告されています。

ついては、今後、当該製造者が製造した炭酸水素アンモニウム及びこれを含む食品については、下記のとおり検査命令を行うこととしたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

記

1. 製品検査の対象食品

BROADTECH CHEMICAL INTERNATIONAL CO., LTD.が製造した炭酸水素アンモニウム及びこれを含む食品

2. 検査の項目

メラミン

3. 検査の頻度

輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。

4. 試験品の採取方法

平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号別表2の2によること。

5. 検査の方法

「食品中のメラミンの試験法について」(平成20年10月2日付け食安監発第1002003号) によること。

6. 検査を受けることを命ずる具体的理由

メラミンが使用されているおそれがあるため。

7. 備考

メラミンを検出した場合にあつては、輸入者に対し、検出原因の調査を指示するとともに、炭酸水素アンモニウムに由来する場合にあつては、食品衛生法第10条違反として措置すること。